

平成 19 年度
建築行政共用データベースシステム
連絡協議会第 2 回理事会 次第

- 1 日 時 平成 19 年 11 月 9 日 (金) 12:30 ~ 13:15
- 2 場 所 長良川国際会議場 第 3 会議室
- 3 次 第
 - (1) 開 会
 - (2) 国土交通省挨拶
 - (3) データベースシステム開発の現況と今後の課題について
 - (4) 意見交換
- 4 配付資料
 - 「共通基盤システム及び建築士・事務所登録閲覧システム」委託に関する企画提案の実施について

【参考資料】役員一覧

 - 連絡協議会会則
 - 建築行政共用データベースシステムの概要 (パンフレット)

平成19年11月9日

「共通基盤システム及び建築士・事務所登録閲覧システム」
委託に関する企画提案の実施について

I C B A

1. 企画提案の実施について

建築行政共用データベースシステムのうち、全システムに共通する基本部分である「共通基盤システム」と、個別システムの1つである「建築士・事務所登録閲覧システム」を一括し、全てのシステムに先立って委託する運びとなった。そこで、受託候補の事業者からより技術的、専門的な知見を得るため企画提案を受ける予定である。

2. 企画提案を受ける事業者の選定

企画提案を受ける事業者は、国土交通省に登録した事業者リストの中から、「等級Aかつ、大企業かつ、情報処理とソフトウェア開発の両方を登録している」事業者を元に、他組織の評価などを勘案*して5社を選定した。

* (独)都市再生機構で評価が100点など

3. 審査方法等

11月下旬に企画提案説明会(プレゼンテーション)を実施。価格要素と技術要素の重みを1:2として評価を行う方針。評価項目は以下のとおり。

ア. 業務履行能力(スケジュール、要員体制)

イ. 業務の目的・基本方針の理解度

ウ. システムに関する提案の的確さ

エ. 開発推進方法、開発管理方法の的確さ

オ. 費用

4. その他

(1) システムの分離発注

「情報システムに係る政府調達の基本方針」(平成19年3月1日付 各府省情報化統括責任者連絡会議決定)を準用し、公正な競争の下、質の高い、より低廉な情報システムを調達する観点から、本業務の受託者は、本業務以外の個別システムを受託することはできないこととした。

(2) 拡張性への配慮

建築士等の情報の詳細なトレースを可能にするなど、拡張性にも配慮する方針。

建築行政共用データベースシステム連絡協議会

役員一覧

会長	東京都都市整備局技監	福島	七郎
副会長	大阪府住宅まちづくり部技監	吉田	敏昭
理事	北海道建設部住宅局建築指導課長	瀧田	裕道
	宮城県土木部建築宅地課長	津田	徳郎
	神奈川県県土整備部建築指導課長	塚田	操六
	愛知県建設部建築指導課長	金田	健
	兵庫県県土整備部住宅建築局建築指導課長	宮本	比佐志
	広島県都市部都市事業局建築指導室長	中川	英治
	福岡県建築都市部建築指導課長	松田	雪晴
	横浜市まちづくり調整局指導部建築企画課長	齋藤	泉
	大阪市計画調整局建築指導部建築確認担当課長	葛原	栄一
	財団法人日本建築センター理事	水庭	武宣
	財団法人日本建築総合試験所理事	松原	徹雄
	日本ERI株式会社専務取締役	土岐	悦康
	建築検査機構株式会社代表取締役	星野	寛
	国土交通省住宅局建築指導課長	水流潤	太郎
	国土交通省住宅局市街地建築課長	橋本	公博
	国土交通省関東地方整備局建政部長	上田	洋平
	国土交通省近畿地方整備局建政部長	西植	博

(平成19年7月26日現在)

建築行政共用データベースシステム連絡協議会 会則

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この会は、建築行政共用データベースシステム連絡協議会（以下「本会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本会は、建築行政共用データベースシステム（以下「共用DB」という。）の構築段階から会員相互の情報交換及び意見収集の場を確立し、それを反映させた建築行政分野におけるよりよいシステムの構築を実現することを目的とする。

(活 動)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一 共用DBに関する情報提供
- 二 共用DBに対する意見及び要望の取りまとめ
- 三 その他、本会の目的を達成するために必要な活動

(会員の資格)

第 4 条 会員は、次に掲げる者とする。

- 一 国土交通省
- 二 都道府県
- 三 建築主事を置く市町村及び特別区
- 四 指定確認検査機関
- 五 その他、本会が必要と認める者

(会員の権利)

第 5 条 会員の権利は、次のとおりとする。

- 一 会員は、役員を選任権並びに総会の議決権を 1 団体につき 1 有する。
なお、選任権及び議決権は団体の代表が行使することができる。
- 二 会員は、会議への参加及び本会が主催する活動に参加することができる。

第 2 章 役 員

(役員の種類及び選任)

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1 名
 - 二 副会長 1 名
 - 三 理事 10 名以上 20 名以下
- 2 理事は、総会において選任する。
 - 3 会長及び副会長は、理事のうちから総会において選任する。

(役員の職務)

第 7 条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、副会長がその職務を代理する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を組織し、会則及び総会の議決に基づき、本会の活動を行う。

(役員の任期)

第 8 条 役員任期は、平成 21 年度限りとする。

- 2 補欠又は増員のため就任した役員任期は、在任者の残任期間と同一とする。

第 3 章 会 議

(会 議)

第 9 条 会議は、総会及び理事会とする。

(総 会)

第 10 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、次の事項を議決する。
 - 一 共用 DB 構築の基本的事項に関する提案
 - 二 会則の改正
 - 三 その他本会の運営に関すること

(理事会)

第 11 条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、次の事項を決定する。

- 一 総会に付議すべき事項
- 二 総会で決定した事項の執行に関する事
- 三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事

(会議の招集、開催)

第 12 条 会議は、会長が招集する。

- 2 総会は、原則として毎年度 2 回開催する。
- 3 理事会は、会長が必要と認めるとき開催する。

(議 長)

第 13 条 会議の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 14 条 会議は、総会にあっては会員、理事会にあっては役員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議 決)

第 15 条 議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

- 2 前項において賛否同数のときは、議長がこれを決する。

(代理表決等)

第 16 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、会長又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

第 4 章 事 務 局

(事務局)

第 17 条 協議会の事務を処理するため、財団法人建築行政情報センターに事務局を置く。

- 2 本会の運営経費は、事務局が負担する。

第 5 章 雑 則

(細 則)

第 18 条 この会則の施行に関して必要な事項は、理事会の決定を得て別に定める。

(附 則)

この会則は、平成 19 年 7 月 26 日から施行する。